平成２６年（フ）第７２号
熊本県八代市黄金町３番地４　２Ｄ、前住所熊本県八代市北平和町203番地
債務者　田尻　弘幸
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　秀規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１２１４号
埼玉県新座市東北２丁目21番２号　サンハイツ志木202号室
債務者　長瀬　政義
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　弘明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
石川県小松市相生町57番地
債務者　脇山智恵美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１２９６号
大阪市西成区花園北１丁目４番22号　ペントハウス３―1005号
債務者　安原　大松
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８１９号
横浜市神奈川区菅田町1534―10　シティーハイムイチハラ203号、住民票上の住所横浜市神奈川区菅田町2638番地
債務者　金子　　力
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３５号
新潟県南魚沼市上野224番地４
債務者　野村　敏男
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月13日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
岐阜県可児市徳野南２丁目77番地　リバーサイド寿202、前住所岐阜県可児市川合190番地６
債務者　纐纈実智代
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第６２号
熊本県八代市松崎町438番地２
債務者　高山祐佳里
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　幸広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第２０３５号
名古屋市中川区山王１丁目２番29号　リベール山王501号
債務者　上野太功実
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月17日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２４４号
北海道千歳市信濃４丁目18番８号　ポプリ信濃202号
債務者　加藤　剛大
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋田　幸典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０２３号
愛知県稲沢市国府宮１丁目３番20―408号
債務者　竹中　丈晴
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西垣　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１７７号
大阪府守口市桜町３番８―1903号
債務者　松田　[redacted]仁
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　亜希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８９８号
札幌市北区北28条西５丁目１番11―103号
債務者　戸田　拓哉
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　簑島　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８２号
茨城県水戸市千波町1713番地の40
債務者　国村孝善こと　李　　孝善
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
水戸地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８５号
岩手県北上市二子町高屋９番地10　バウハウスＫｅｉＢ―201号
債務者　相馬　郁也
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第５４号
宮城県東松島市赤井字鷲塚５番地４、前住所宮城県東松島市赤井字川前二98番地61
債務者　那須野和伸
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第５２７号
埼玉県春日部市牛島1555番地３
債務者　横山　真子（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係